

## サステナビリティ基準諮問会議の運営に関する要領

2022年 7月 1日

改正 2023年 11月 15日

公益財団法人 財務会計基準機構

(目的)

第1条 この要領は、サステナビリティ基準諮問会議の運営に関して定めるものである。

(サステナビリティ基準諮問会議の開催等)

第2条 サステナビリティ基準諮問会議は、原則として年3回開催する。

2 サステナビリティ基準諮問会議の委員はサステナビリティ基準諮問会議に直接出席することとし、代理出席は認めないこととする。ただし、サステナビリティ基準諮問会議の議長がやむを得ないと認める場合、サステナビリティ基準諮問会議の委員は、ウェブ会議システム、テレビ会議システム及び電話会議システムなど、即時性、双方向性を満たす方法（以下「ウェブ会議システム等の方法」という。）を用いて出席することができる。また、サステナビリティ基準諮問会議の議長が認める場合、サステナビリティ基準諮問会議を、ウェブ会議システム等の方法を用いて開催することができる。

3 前項にかかわらず、議事に緊急性があると議長が判断した場合、書面（電子メール）又は類似した通信手段により審議を行うことができる。

(サステナビリティ基準諮問会議の公開)

第3条 サステナビリティ基準諮問会議の議事は、原則として一般に公開し傍聴を認めるものとする。ただし、議長が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。

2 前条第3項に定める書面（電子メールを含む）又は類似した通信手段により審議を行ったときは、当該書面（電子メール等）は公開しないこととする。

(サステナビリティ基準委員会への新規テーマの提言に関する手続)

第4条 サステナビリティ基準諮問会議に、その事務を処理するための事務局を設置する。

2 議長は、テーマに関する円滑な審議の遂行に資するため、サステナビリティ基準諮問会議の委員の中からテーマ担当委員を選任する。テーマ担当委員は、5名以内とする。

第5条 サステナビリティ基準諮問会議の事務局は、新規テーマについて受付を行う。  
サステナビリティ基準諮問会議の事務局は、各サステナビリティ基準諮問会議の概ね1か月前にサステナビリティ基準諮問会議の委員に対して新規テーマの有無の照会を行う。なお、新規テーマの受付はサステナビリティ基準諮問会議の委員からのものに限らず、広く受け付けるものとする。

第6条 前条のテーマについて、サステナビリティ基準諮問会議の事務局は、テーマ担当委員と検討を行い、検討結果を対応案としてサステナビリティ基準諮問会議の委員に提示する。この際、必要に応じて、サステナビリティ基準諮問会議は専門委員会等に基準の開発の実行可能性、必要性等についてテーマ評価等の依頼を行う。

2 サステナビリティ基準諮問会議において、サステナビリティ基準諮問会議の事務局が提示した対応案について審議を行う。

第7条 サステナビリティ基準諮問会議は、その審議の結果、テーマについてサステナビリティ基準委員会に対して審議テーマの提言を行うことのコンセンサスが得られたと議長が判断した場合、サステナビリティ基準委員会に対して提言を行う。

2 サステナビリティ基準諮問会議は、その審議の結果、テーマについてサステナビリティ基準委員会の審議テーマの提言を行うこととしないとのコンセンサスが得られたと議長が判断した場合、提言に至らなかったテーマとして記録し、その後のサステナビリティ基準諮問会議の審議の参考とする。

#### 附 則

この取扱いは、2022年7月1日から実施する。

#### 附 則

この改正規則は、2023年11月15日から実施する。